

# 令和6年度 国民健康保険税のお知らせ

令和6年度国民健康保険税の税率は、令和5年度と同率です。

基礎課税分(被保険者全員)		後期高齢者支援金分(被保険者全員)		介護納付金分(40歳から64歳の被保険者)	
所得割率①	9.00%	所得割率④	3.00%	所得割率⑦	2.60%
均等割額②	26,000円	均等割額⑤	8,000円	均等割額⑧	10,500円
平等割額③	24,800円	平等割額⑥	6,800円	平等割額⑨	5,900円

◎国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額(上記①~⑨)で計算し、世帯単位で課税されます。**※令和5年度より資産割は廃止**

- 所得割：被保険者の所得に応じて計算
- 均等割：世帯の被保険者数に応じて計算
- 平等割：世帯につき計算

◎保険税(年額)の上限が改正され、後期高齢者支援金分の上限が22万円から**24万円**になります。基礎課税分の上限は65万円、介護納付金分の上限は17万円のまま据え置きです。

## 国民健康保険税軽減制度

一定の所得以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。令和6年度より5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が下記のとおり改正されました。

現行軽減判定基準		令和6年度軽減判定基準	
軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得額の合計	軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得額の合計
7割	43万円+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	7割 (改正なし)	43万円+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合
5割	43万円+(29万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	5割	43万円+(29.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合
2割	43万円+(53.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	2割	43万円+(54.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合

- ※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方で以後その世帯に継続して所属している方を含む。  
※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける方。

☎ 市税務課 諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401  
✉ shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 4月1日からの国保被保険者証の有効期限は 令和7年7月31日までに延長しています

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、本年12月2日以降、健康保険証は発行できなくなりますが、経過措置として本年12月1日時点で有効な被保険者証は有効期限まで使用できます。

小松島市国民健康保険では通常被保険者証の期間を4月1日から翌年3月末までとしています。令和6年4月1日からの被保険者証については、**令和7年7月31日までに延長**しています。

ただし、本年12月2日以降、令和7年7月31日までに75歳になる方は、75歳のお誕生日の前日までが有効期限となります。

本年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方については、被保険者証の有効期限が切れる前に、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が自動的に交付されます。この「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

なお、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、3月末にお送りした被保険者証台紙に、国保制度のデータベースに登録されているマイナンバー下4桁を通知していますのでご確認ください。

※マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで申込できます。

マイナ保険証利用登録についてはこちら  
(厚労省ホームページ)



☎ 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口)  
☎ 32・2113 / FAX 35・0173  
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp